

府消委第 13 号

令和 3 年 1 月 21 日

内閣総理大臣

菅 義 偉 殿

消費者委員会

委員長 山 本 隆 司

答 申 書

令和 2 年 10 月 20 日付消食表第 411 号をもって諮問のあった、食品表示基準  
(平成 27 年内閣府令第 10 号) の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) の一部改正について、諮問され  
た改正案 (別添) のとおりとすることが適当である。

なお、本委員会として、次のとおり附帯意見を付すものとする。

別添の改正案は、消費者委員会ホームページに掲載  
<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>

## 【附帯意見】

### 1. 表示の根拠資料について

改正案により産地・品種・産年を表示する場合は、農産物検査による証明に代えて当該産地・品種・産年について根拠を示す資料の保管が必要となる。したがって、今回の改正による新たな制度が適切に運用されるためには、誰がどのような根拠資料を確認し、保管する必要があるかを明確にすることが肝要である。

このため、生産者、流通事業者、販売事業者等の各段階における事業者が、根拠資料を適切に確認し、表示責任者が保管できるよう、必要とされる根拠資料を通知に具体的に示すべきである。

### 2. 監視について

改正案による産地・品種・産年の表示が改正前の表示と同等の信頼性を有するためには、上記1.の措置に加えて、行政による監視が徹底されることが重要であり、そのために必要な監視体制の強化を併せて行うべきである。

### 3. 「表示事項の根拠を確認した方法」の表示について

消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保する観点からは、農産物検査の受検の有無を知りたいという消費者への配慮が必要であり、事業者に対して「表示事項の根拠を確認した方法」を表示するよう推奨することが望ましく、その旨通知に記載すべきである。また、当該表示について事業者が消費者に誤認を与えない適切な表示を行えるよう、通知にその基本的な考え方や具体例を示すなど、十分に配慮すべきである。

### 4. 普及・啓発、周知について

農産物検査の内容が詳細には認識されていないという実態を踏まえ、農産物検査及び今回の改正について、その趣旨及び内容が事業者及び消費者に正しく理解されるよう、関係省庁、関係団体及び事業者とも十分連携して、普及・啓発及び周知の徹底を速やかに図るべきである。